

【令和8年度 政策・調整会議】

件 名：市バスの乗車料金改定について

開催日：令和8年7月13日（月）9：10～9：15

●付議理由

近年の物価高騰を背景に、運行や営業所の建替え等の施設整備に係る経費が増加しているほか、運転手や整備員等の確保・育成に係る経費の増加などの資金需要が見込まれていることから、乗車料金を改定するとともに、今後の急激な経営環境の変化等の不確実性に臨機に対応できる料金設定の枠組みを整備し、市バス輸送サービスを安定的に提供していくため。

●付議概要

川崎市バスの乗車料金を改定する。

<案>

実際にバス利用者から収受する運賃である「実施運賃」は、240 円として条例に規定する。また、将来の不確実性に臨機に対応するため、国の認可を受ける「上限運賃」は、260 円として国に認可申請を行う。

通勤定期旅客運賃は、片道普通旅客運賃の改定に合わせて現行運賃から引き上げるが、通学定期旅客運賃の実施運賃は、子育て世帯の経済的負担を軽減する観点から現行運賃を据え置く。

1 片道普通旅客運賃、通勤定期旅客運賃及び通学定期旅客運賃

券種		現行運賃	改定運賃	
		上限運賃 ＝実施運賃	実施運賃 （条例に規定）	上限運賃 （国に認可申請）
片道普通	大人	220 円	240 円	260 円
	小児	110 円	120 円	130 円
通勤定期	1 箇月	9,900 円	10,800 円	11,700 円
	3 箇月	28,220 円	30,780 円	33,350 円
	6 箇月	53,460 円	58,320 円	63,180 円
通学定期 中学生以上	1 箇月	7,300 円	7,300 円	8,630 円
	3 箇月	20,810 円	20,810 円	24,600 円
	6 箇月	39,420 円	39,420 円	46,600 円

2 その他

特殊（大人・小児）、特殊通勤定期旅客運賃、通学定期旅客運賃（小学生以下）等の他の券種についても、所要の改定を行う。

3 新料金施行 令和9年4月1日

●結論

案のとおり了承。